

「建築工事における熱中症対策に係る費用計上」令和8年4月 特記仕様書

(1) 本工事は、「熱中症対策に係る費用計上」の対象案件である。次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。

- 1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- 2) ドライミスト
- 3) 暑さ指数（WBGT）の計測